

# パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と夜間外出禁止措置等

令和3年2月3日  
在パナマ大使館

## 新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前々週比)
1週間の新規感染者数※	—	9,602 (-3,980)
1週間の新規死亡者数※	—	210 (-86)
検査陽性率※	—	13.59%(-2.61)
実効再生産数 (Rt) ※※	1.0以下	0.77 (-0.03)
致死率※※	3%未満	1.6% (±0)

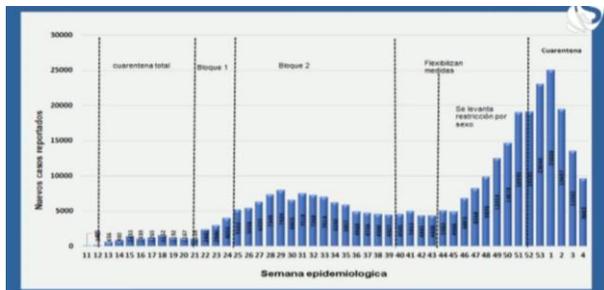
(※出典:2月2日付ラ・プレサ紙報道)

(※※出典:2月2日パナマ保健省発表)

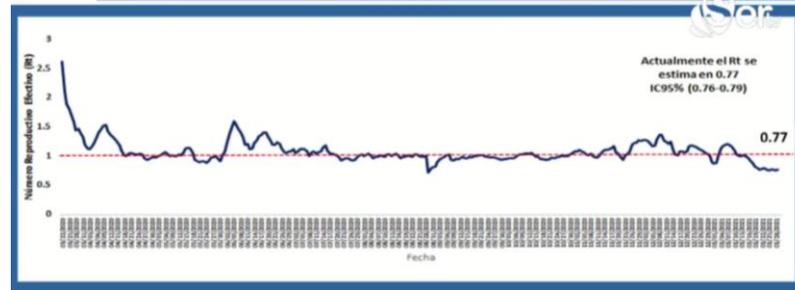
## 活動制限の現状

	2月2日保健省発表による外出制限措置等 (パナマ県・西パナマ県)
1 外出制限	2 / 8 より、性別毎の買い物制限を撤廃。
2 夜間外出禁止	平日（月曜から金曜）の午後9時から午前4時まで夜間外出禁止（継続）
3 週末完全外出禁止	金曜午後9時から翌週月曜午前4時まで、週末完全外出禁止（継続）
4 経済活動等	（1）2 / 1 より、小売店の対面営業及び美容院・理髪店等の営業再開 （2）2 / 8 より、レストランの営業再開（閉店19時半。ただし、デリバリーは22時まで。）
5 その他措置等	（1）アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 ※ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで （2）ビーチ・河岸の滞在許可（パナマ県、西パナマ県、エレラ県のみ）：月曜から金曜の午前6時から午後4時まで。 ※アルコール販売・消費の禁止 ※ファミリーバブル内での活動、感染対策、ソーシャルディスタンスの維持
6 カーニバル期間中の措置 (本2021年は、新型コロナウイルス感染対策のため中止)	2月13日(土) 完全外出禁止 2月14日(日) 完全外出禁止 2月15日(月) 平日(当初の祝日から変更) 2月16日(火) 祝日 2月17日(水) 平日 ※あらゆる祭事の実施を禁止 ※2月16日は、オープンな公共空間での運動可

## 感染者数の推移



## 実効再生産数(Rt)の推移



(出典:2月2日パナマ保健省発表)